

## 令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、「令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、この実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) 評価委員会及び評価に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書の内容は、別に定める「提案書作成要領」による。

(評価)

第4条 プロポーザルの評価事項は、別に定める「提案書評価基準」による。

- 2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 評価委員は、提案書内容及びヒアリング結果を基に、別に定める評価基準に基づき採点を行う。評価基準のうち、「2 企業としての取組」は事務局が評価し、評点を評価委員の採点の合計点に加点する。評価委員会は、これにより提案者の中から1位の者を決定する。
- 4 合計点が同点の提案者が存在する場合は、評価委員会は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 5 評価委員会は、提案者が1者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。
- 6 合計点が上限配点の5割に満たない提案者を1位の者と決定することはできないものとする。
- 7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(特定の効力)

第5条 実施要綱第17条第1項の規定により受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）の特定の効力は、特定者が当該業務を開始した年度から起算して3か年度（以下「特定期間」という。）とする。

- 2 緑区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が当該業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定を取り消すことができる。
- 3 特定者が初年度の契約締結までの間又は特定期間における毎年度の契約締結時点に

において、指名停止を受けている場合には、選定の効力を取り消す。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- (1) 委員長 緑区総務課長
  - (2) 副委員長 緑区地域振興課長
  - (3) 委員 緑区区政推進課長、緑区福祉保健課長、緑区こども家庭支援課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 6 評価委員会は、非公開とする。
- 7 評価委員会の総務は、緑区区政推進課が行う。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。